

3 自然共生・自然再興分野の取組の方向

水辺や緑地、農地などの豊かな環境資源への愛着を持ち、地域の生物多様性※を守るとともに、まちの景観やくらしの快適性に欠かせない水と緑、自然と歴史が一体となった場所など環境学習に活用できる地域資源の保全を推進します。

《基本目標 3》

自然に親しみ、生物多様性に貢献するまち

関連する SDGs



(1) 市民アンケートに見る方向性

2023(令和 5)年度に実施した市民アンケートから自然共生・自然再興分野における現状と課題が見えてきました。そこから本市が取り組む施策の方向性として「緑と水を軸に生態系※のつながりを保つ」「自然を活かした地域をつくる」「生きものの種に関わる問題の解決を図る」の3つを基本方針とします。

3つの基本方針のもとに掲げる施策の展開を見ていく前に、市民アンケートの質問・回答内容を振り返っていきます。



大きく育っている樹木が多い宇和田公園

まずは、緑や生物多様性※についての取組で重点的に進めるべきものを選択(最大3つ)してもらった結果、図12のような回答となりました。

回答の多いものから、「公園・緑地等の適切な維持管理」「川・水路等の水辺環境の保全」「緑の保全(今ある自然環境の保護)」の順となっています。

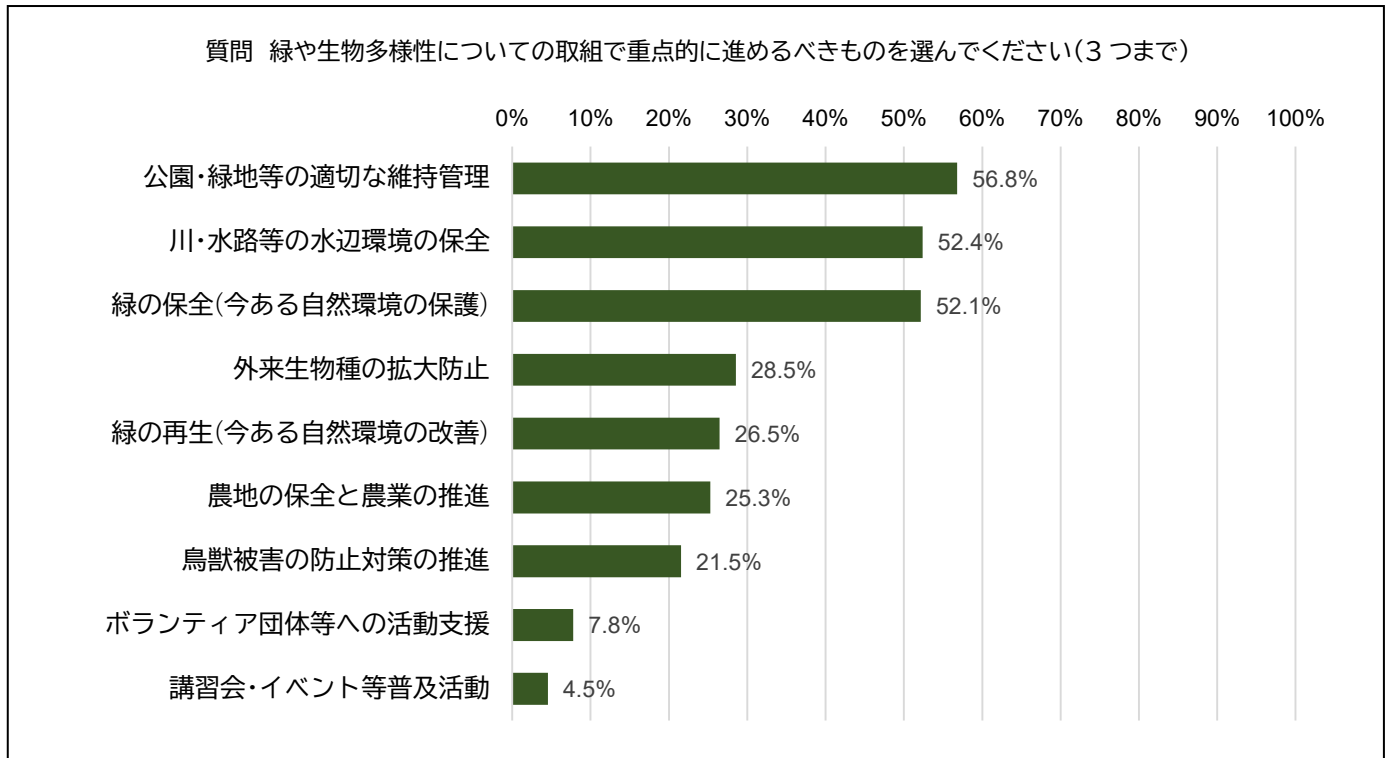


図12 市民アンケート結果



桜が多く植えられている幸手総合公園



治水と水辺環境で重要な大島新田調整池

次に、市内で守り育てていくべき緑を選択してもらった結果、図13のような回答となりました。回答の多いものから、「公園・緑地の緑」「道路の緑(街路樹等)」「河川(河川敷)や水辺の緑」「学校など公共施設の緑」の順となっています。

図12及び図13から、公園・緑地等を適切に管理するとともに、河川や水路等の水辺の環境を保全することが重要であり、これらを後世に継承していくことが求められます。

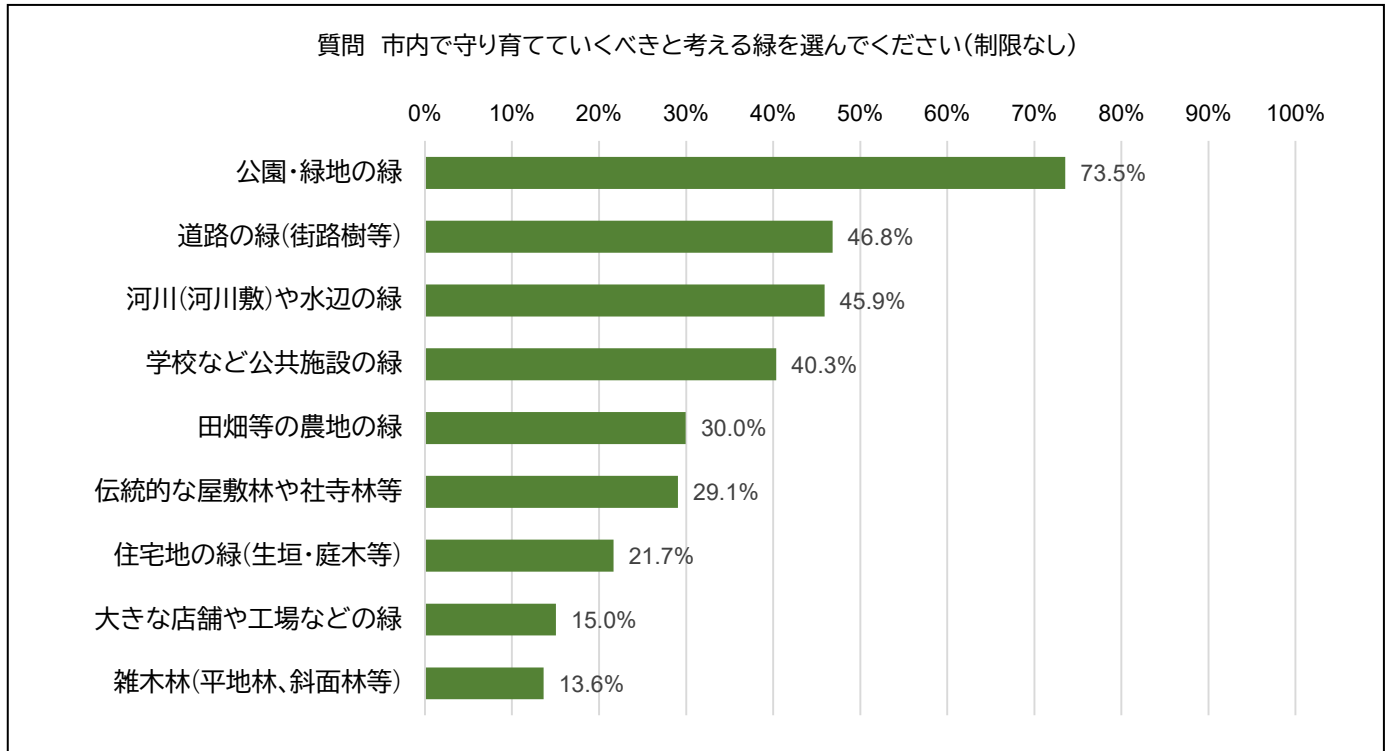


図13 市民アンケート結果



身近な河川の倉松川

(2) 施策の展開

ここでは、自然共生・自然再興分野の基本目標 3「自然に親しみ、生物多様性※に貢献するまち」の実現に向けて、市民アンケートの結果から基本方針、その方針に基づく基本施策とそれらを具体化する取組の方向性を示しています。

基本方針 3-1 緑と水を軸に生態系のつながりを保つ

生物多様性※とそれに支えられた生態系※は世界的に喪失が進み、気候変動※と並ぶ地球環境問題となり、その対策として自然再興(ネイチャーポジティブ)※が重要となっています。

本市は、利根川沿いの農村地帯としての環境を形成してきた歴史があり、現在でもその自然の豊かさが部分的に受け継がれています。また、本市の生物多様性※と生態系※は、緑や河川のつながりによって、利根川流域の広域的な生態系※の一部を形成しています。

前計画の中でも、自然環境の保全と活用に取り組み、自然学習の活動などを推進してきました。

本計画においても、自然再興(ネイチャーポジティブ)※の一環となり、自然と共生する社会につながる「生物多様性※の啓発」「樹林地等緑の保全・活用」「河川・水路の保全・活用」「持続可能な農業の推進」の4つの基本施策について、市・市民・事業者がそれぞれの取組を推進することで基本方針の実現を図ります。

《基本施策 3-1-1》 生物多様性の啓発

主 体	主 な 取 組
市	◆ 生物多様性※の普及啓発・行動変容を図る。 ◆ 国の自然共生サイト※の活用を推進する。
市 民	◇ 自然環境や生き物について関心を持ち、ふれあいを楽しむ。 ◇ 自然環境とふれあうときには、生態系※を損なわないようマナーを守る。 ◇ 河川・水路などの水辺について関心を持ち、ふれあいを楽しむ。
事 業 者	・ 開発等において、自然環境保全への理解を示し、協力する。 ・ 有害物の流出・拡散がないよう、防止策・安全策を実施する。

《基本施策 3-1-2》 樹林地等緑の保全・活用

主 体	主 な 取 組
市	◆ 緑豊かな田園風景を資源として活かす啓発活動を推進する。 ◆ 協働による樹林地等緑の保全と活用を推進する。 ◆ 市民・事業者と連携し市内の桜の保存に努める。
市 民	◇ 屋敷林・社寺林等の自然環境の保全と活用に協力する。 ◇ 地域ボランティア等の活動に参加し、環境美化運動や自然保護活動に取り組む。 ◇ 市・事業者と連携し市内の桜の保存に努める。
事 業 者	・ 敷地内や地域の自然環境の保全と活用に協力する。 ・ 地域ボランティア等の活動に参加し、環境美化運動や自然保護活動に取り組む。 ・ 植林活動などを通じて、緑の保全・活用に努める。 ・ 市・市民と連携し市内の桜の保存に努める。

《基本施策 3-1-3》 河川・水路の保全・活用

主 体	主 な 取 組
市	◆ 治水を基本とした水辺の自然保全を推進する。 ◆ 親水空間の充実と活用を図る。 ◆ 生活排水対策や浄化策等の河川水質改善を図る。
市 民	◇ 下水道や農業集落排水が整備されたところではそれらを利用する。 ◇ 下水道や農業集落排水が整備されていないところでは合併処理浄化槽※を利用し、適切な維持管理を行う。 ◇ 家庭で出た油などはそのまま流さず、ふき取りを行う。 ◇ その他河川・水路の保全・活用を推進する取組を行う。
事 業 者	・ 下水道や農業集落排水が整備されたところではそれらを利用する。 ・ 下水道や農業集落排水が整備されていないところでは合併処理浄化槽※を利用し、適切な維持管理を行う。 ・ 土砂や産業廃棄物などの処理を適切に実施する。 ・ その他河川・水路の保全・活用を推進する取組を行う。

《基本施策 3-1-4》 持続可能な農業の推進

主 体	主 な 取 組
市	◆ 農地の保全と活用を推進する。 ◆ 水路の保全・整備を推進する。 ◆ 有機栽培や減農薬を推進する。 ◆ 高温障害などに強い耐性品種への切替・導入を推進する。
市 民	◇ 農地の保全と活用に協力する。 ◇ 有機栽培や減農薬に取り組む。 ◇ 高温障害などに強い耐性品種への切替・導入を図る。
事 業 者	・ 農地の保全と活用に協力する。 ・ 有機栽培や減農薬に取り組む。 ・ 高温障害などに強い耐性品種への切替・導入を図る。



広大な水田の様子



水田からの水が流れ込む神扇落

基本方針 3-2 自然を活かした地域をつくる

快適な暮らしには、公園緑地や街路樹などの緑が重要な役割を果たしています。前計画の中でも、公園緑地の維持管理に努めることにより、1人当たりの公園緑地面積を充実させてきました。

本計画においても「公園緑地、街の緑の充実」「敷地建物等の緑化の推進」の2つの基本施策について、市・市民・事業者がそれぞれの取組を推進することで基本方針の実現を図ります。

《基本施策 3-2-1》 公園緑地、街の緑の充実

主 体	主 な 取 組
市	◆ 公園緑地の維持管理に努める。 ◆ 公園緑地、道路の緑等の維持管理における協働を推進する。
市 民	◇ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力する。 ◇ 市や事業者との協働による緑の維持管理へ協力・参加する。 ◇ 緑化の支援について情報収集し、活用する。 ◇ 植物に親しむことや園芸などの実践により、住まい周辺の緑化に努める。
事 業 者	・ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力する。 ・ 市や市民との協働による緑の維持管理へ協力・参加する。 ・ 開発等において積極的に緑化に取り組む。

《基本施策 3-2-2》 敷地建物等の緑化の推進

主 体	主 な 取 組
市	◆ 住宅の緑化を促進する。 ◆ 事業所の敷地や建物の緑化を促進する。
市 民	◇ 所有する土地や樹木を適切に管理する。 ◇ 農地の保全と活用に協力する。 ◇ 屋敷林・社寺林等の自然環境の保全と活用に協力する。
事 業 者	・ 所有する建物や敷地周辺の緑化に努める。 ・ 所有する土地や樹木を適切に管理する。 ・ 開発等において積極的に緑化に取り組む。 ・ 農地の保全と活用に協力する。 ・ 屋敷林・社寺林等の自然環境の保全と活用に協力する。

基本方針 3-3 生きものの種に関わる問題の解決を図る

生物多様性※の保全においては、希少な種の保護が求められています。また、生態系※が重要である一方で、特定の生物種が在来の生態系※や私たちのくらしに対して被害をもたらす場合があります。

このような状況に対して、「希少種の保護」「外来種※対策の推進」「鳥獣害対策の推進」の3つの基本施策について、市・市民・事業者がそれぞれの取組を推進することで基本方針の実現を図ります。

《基本施策 3-3-1》 希少種の保護

主 体	主 な 取 組
市	◆ 希少種の保護を推進する。 ◆ 希少種の保護について、広報紙やホームページなどを通じて意識の啓発を図る。
市 民	◇ 自然環境とふれあうときには、生態系※を損なわないようマナーを守る。 ◇ 野生生物への正しい接し方を理解し、適切に行動する。
事 業 者	・ 生き物の取り扱いに関するルールを順守する。 ・ 生態系※を損なわないよう、ルールを順守する。

《基本施策 3-3-2》 外来種対策の推進

主 体	主 な 取 組
市	◆ クビアカツヤカミキリ※防除等の外来種※対策を推進する。 ◆ 特定外来生物※に関する情報を発信する。
市 民	◇ 自然環境とふれあうときには、生態系※を損なわないようマナーを守る。 ◇ 飼育動物や外来種※を自然界に放たない。 ◇ 外来種※対策に関する活動や行事に参加する。
事 業 者	・ 生き物の取り扱いに関するルールを順守する。 ・ 生態系※を損なわないよう、ルールを順守する。

《基本施策 3-3-3》 鳥獣害対策の推進

主 体	主 な 取 組
市	◆ アライグマやハクビシンの捕獲等の有害鳥獣対策を推進する。 ◆ 動物との付き合い方の啓発を行う。
市 民	◇ 自然環境とふれあうときには、生態系※を損なわないようマナーを守る。 ◇ 飼育動物や外来種※を自然界に放たない。
事 業 者	・ 生き物の取り扱いに関するルールを順守する。 ・ 生態系※を損なわないよう、ルールを順守する。



クビアカツヤカミキリ(特定外来生物※)



アライグマ(特定外来生物※)